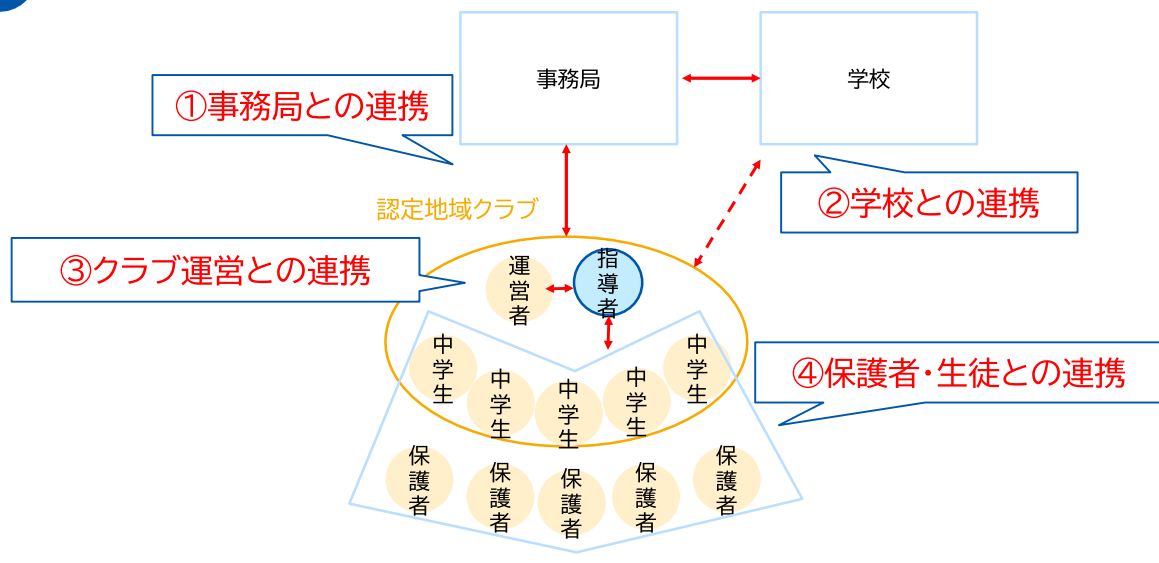


(4)保護者や学校等との連携

<目標>

クラブの運営者や保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等との連携を適切に行うことができる。

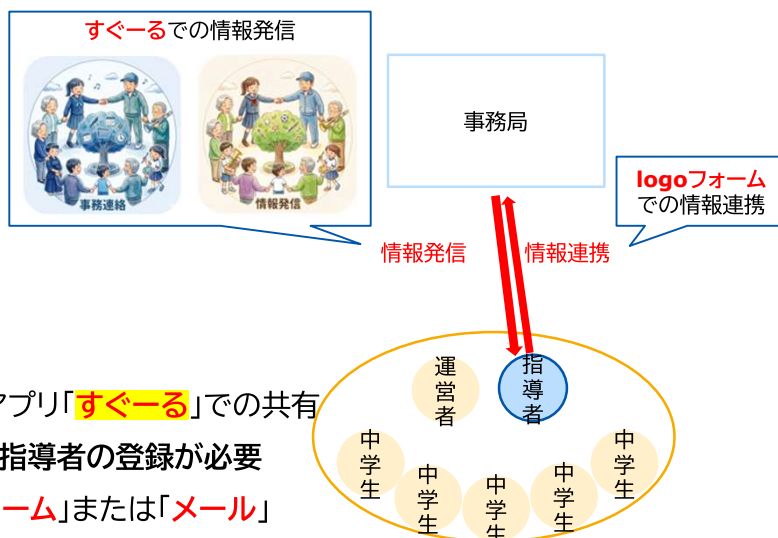
2 各関係者との連携



3 ①事務局との連携

■目的

- ・手続きのため
- ・必要事項の連絡のため
- ・生徒への周知のため
- ・指導者バンクの情報提供



■連携手段

- ・事務局→クラブ:学校連携アプリ「**すぐーる**」での共有
- ★クラブの代表者、運営者、指導者の登録が必要
- ・クラブ→事務局:「**logoフォーム**」または「**メール**」

4 参考資料:すぐーるの登録について

地域クラブの指導者には、「すぐーる」のチャンネル登録をお願いしています。

地域クラブに関する事務局からの連絡は、「すぐーる」を通してご連絡いたします。

①アプリ「すぐーる」をダウンロード

アプリダウンロード

すでに、すぐーるアプリをダウンロードしている場合は、「チャンネルの登録」へお進みください。



すでに地域クラブで指導している方

まだ地域クラブを指導していない方

②それぞれのチャンネルに登録



5

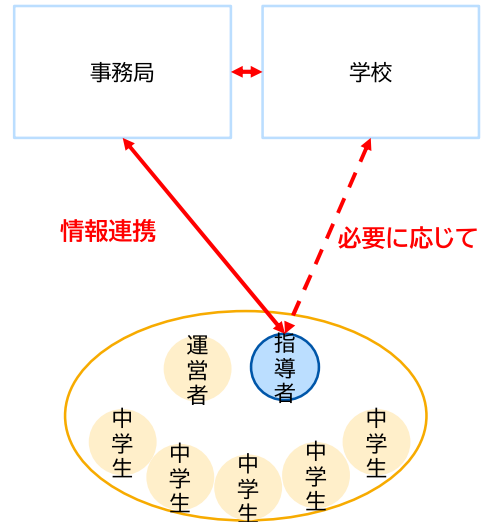
②学校との連携

■目的

- ・学校部活動との連携
- ・学校施設利用における連携
- ・生徒指導的観点における連携
- ・中体連等の大会参加における連携

■連携手段

- ・事務局⇄学校の情報連携にご理解ください。
- ・学校施設予約、緊急事態(事故/生徒指導等)、中体連等の大会参加での連携をお願いします。



6

②学校との連携

「学校等との連携」はみのかも認定地域クラブの認定基準内に記載してあります。

<みのかも認定地域クラブの認定基準>

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- ②適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- ④適切な指導の実施体制が確保されていること。
- ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること。
- ⑥適切な運営体制が確保されていること。
- ⑦**学校等との連携**が適切に行われていること。
- ⑧美濃加茂市独自の要件を満たすこと。

・地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1を必要に応じて生徒の在籍する中学校等と共有すること

・生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を必要に応じて共有するとともに、情報を適切に管理すること※2

・市(区町村)が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等(小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等)を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと

・活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、必要に応じて市(区町村)や学校との連絡調整を行うこと

7

③クラブ運営との連携

■目的

・運営実態を理解した情報連携

<みのかも認定地域クラブの認定基準>

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- ②適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- ④適切な指導の実施体制が確保されていること。
- ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること。
- ⑥適切な運営体制が確保されていること。
- ⑦学校等との連携が適切に行われていること。
- ⑧美濃加茂市独自の要件を満たすこと。

・次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること

- ・団体の目的
- ・役員(代表、副代表、会計、監事※3)の選任・解任に関すること
- ・総会の運営など団体の意思決定に関すること
- ・会員の入退会、参加費等に関すること
- ・予算・決算の審議・承認に関すること

・公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

・営利を主たる目的とせずに運営すること

・大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

8

③クラブ運営との連携

■目的

・運営実態を理解した情報連携

クラブ運営の基準を理解し、協力してクラブ運営をしていきましょう。

■クラブ運営

- ・代表、副代表、会計、監事の設置
- ・会計処理の透明性
- ・営利目的不可
- ・大会・コンクール運営の積極的な参加

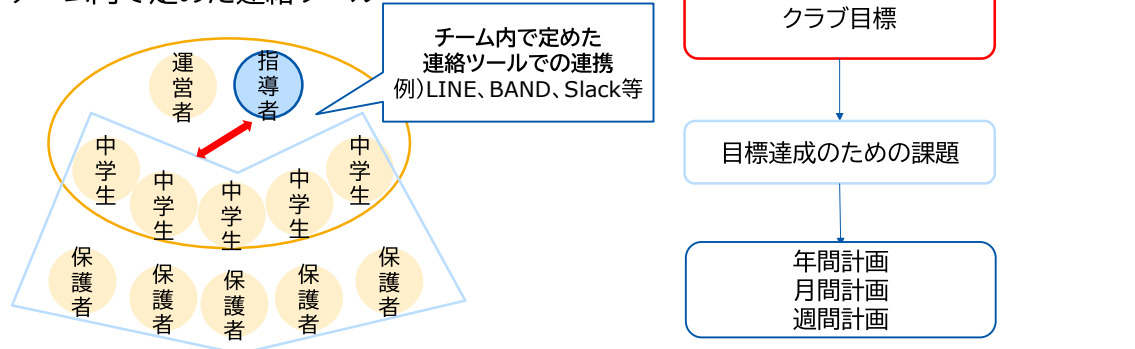
9 ④生徒・保護者との連携

■目的

- ・納得感のあるクラブの参加

■連携手段

- ・チーム内で定めた連絡ツール



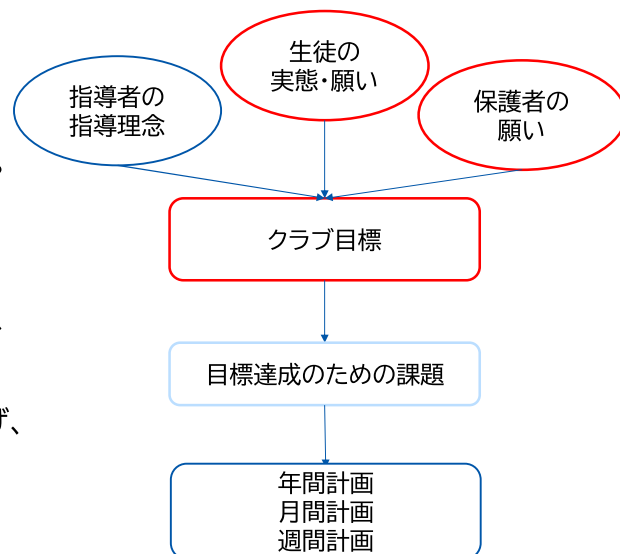
10 ④生徒・保護者との連携

■クラブ目標の設定

指導者の理念だけでなく、
生徒の実態や保護者・生徒の願いも反映。

■活動計画の設定

関係者が連携して定めたクラブ目標から、
目標達成のための課題をかみ砕き、
年間計画、月間計画、週間計画を掘り下げ、
活動計画の立案する。



11 クラブ間の引き抜き行為について

引き抜きとは・・・クラブの指導者や関係者が、他のクラブに在籍している選手に対し、自クラブへの移籍を促すために、不適切な方法で直接的または間接的に働きかける一連の行為

禁止事項

①移籍を目的とした一切の勧誘行為

クラブの指導者や関係者が、他クラブに所属する選手またはその保護者に対し、**移籍を働きかける一切の行為**(直接的な接触、SNSでの誘導、第三者を介したアプローチ等)。

②他クラブへの誹謗中傷

自クラブの魅力を伝える際に、他クラブの指導方針、運営体制、費用負担などを引き合いに出して**批判・中傷する行為**(SNS等での発信も含む)

12 クラブ間の引き抜き行為について

○地域クラブ間の移籍は、たとえ移籍先側に「引き抜く」という明確な意図がなくても、**移籍元クラブの捉え方によっては「引き抜き行為」と見なされ**、クラブ間のトラブルに発展する可能性があります。

○万が一、特定のクラブへの誹謗中傷や引き抜き等によって地域クラブ全体の信頼を損ねる事態が発生した場合は、事務局による状況ヒアリングを行い、**認定の取り消しを含む厳正な対処**を行う場合があります。

Q.クラブを移籍したい場合、クラブが移籍を受け入れたい場合はどうしたらよいの？

A.人手不足やクラブの解散などであっても、転居を伴わない他クラブへの移籍は、一部の種目で『引き抜き』と見なされる可能性があります。

種目ごとのルールが異なるため、まずは教育委員会事務局にご相談いただき、必要に応じてスポーツ協会など関係機関とも連携しながら、適切な形で進めてください。

13 このレッスンの重要ポイント

■このレッスンのまとめ

認定地域クラブの指導者として

- ①地域クラブ事務局との連携
- ②学校との連携
- ③クラブ運営との連携
- ④生徒・保護者との連携

それぞれの必要性を十分に理解し、生徒にとってより良い活動の場になるように、適切な連携をしていきましょう。

14 このレッスンの重要ポイント

■このレッスンのまとめ

地域クラブ間の移籍は、

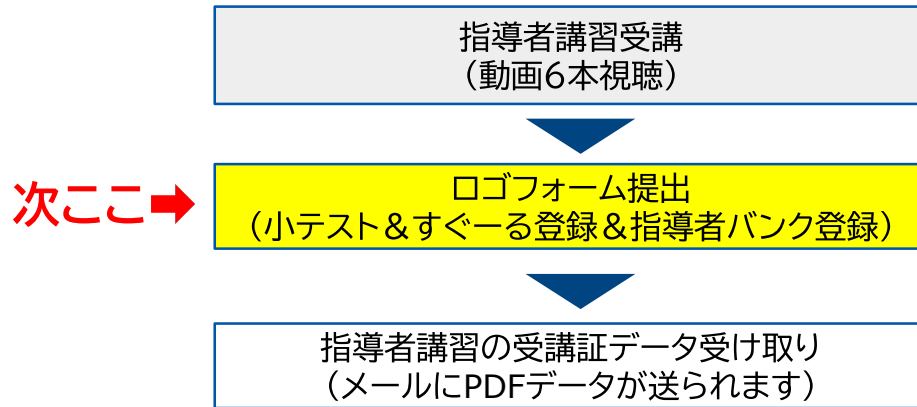
たとえ移籍先側に「引き抜く」という明確な意図がなくても、移籍元クラブの捉え方によっては「引き抜き行為」と見なされ、クラブ間のトラブルに発展する可能性があります。

地域クラブの主役は、常にこどもたちです。

「大人の都合」によって、こどもたちの未来が奪われることがあってはなりません。

クラブ同士が尊重し合い、こどもたちが安心して活動できる環境を守り育てていきましょう。

15 指導者講習の今後の流れ



15

16 指導者バンク登録フォーム



16